

特養利用者の半数が3年以上、利用期間平均は4年半

介護保険には3つの施設サービスがあります。①『介護療養型医療施設(諏訪広域で180床ー20年末現在)』は平成23年度の廃止が決まっています。②『老健ー介護老人保健施設(広域で771床)』は病院から居宅介護への移行施設として原則3か月の期間限定ですが、特養への入所待ちの方が多くなっています。終身利用できるのは③『特養ー特別養護老人ホーム(広域で796床)』です。

『特養』は施設不足のため入所困難な施設です。特養の利用者は要介護5、4の方を7割という厚生労働省の指導があり、要介護3以上の重い方が大部分で、現在利用している方の入所期間は3年以上の方が47%とほぼ半数で、5年以上の方は28%、10年以上の方も7%おります。『特養』の利用期間は平均して4.5年と言われ、重い要介護者には自宅での介護生活が困難になった後の長い施設生活になりますので、質のよい暮らしサポートが望まれています。

『老健』は長期入所も認められるようになり期間がのびていますが、期間限定の施設ため利用者には退所の不安がつきまといます。

